

教職員の懲戒処分に対する人事委員会の裁決について

令和 4 年 3 月 28 日付けで教育委員会が行った教職員の懲戒処分について、被処分者は、令和 4 年 6 月 21 日付けで堺市人事委員会へ処分の取消しを求め、審査請求を行いました。

堺市人事委員会での審査の結果、令和 6 年 9 月 18 日付けで処分を変更する裁決が出されました。

1 裁決の内容及び骨子

原処分の「減給処分（10 分の 1）1 月」を「戒告」へ変更する。

2 原処分の概要

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
減給 10 分の 1 1 月	市立学校教諭 (57 歳) (当時)	被処分者は、令和 3 年 5 月 13 日及び 5 月 24 日に計 2 時間、特別休暇である短期介護休暇を不正に取得した。また、8 月 10 日及び 8 月 11 日に計 1 日間、休暇申請等の連絡なく勤務を欠いた。	地方公務員法第 32 条及び第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

3 裁決の骨子

- 令和 3 年 5 月 13 日及び 5 月 24 日の短期介護休暇取得にあたり、処分者は虚偽申請による不正取得であると判断するが、十分な調査を行っているとは言えず、非違行為を認定することができない。
- 令和 3 年 8 月 10 日及び 11 日の休暇取得にあたり、堺市立学校教職員処務規程上、原則事前申出の定めがあるにもかかわらず、明確な意思表示を行わなかったことは、無届欠勤に該当する。
- 一方、8 月 10 日及び 11 日は学校閉庁日であり、時季変更権を行使すべき事情がなく、この無届欠勤で学校業務に支障が生じた事情もなく、さらに被処分者もその行為について反省をしている。加えてこの行為が被処分者の休暇取得の権利行使の方法に関するものであることを勘案すると、減給処分は重きに失し相当とは言えない。

4 教育長のコメント

事実認定や処分量定について教育委員会の主張が認められなかったことは遺憾ですが、人事委員会の裁決をふまえ、適正に対処します。

今後は、不祥事について事実関係の認定をより慎重に行い、厳正に対処してまいります。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--